岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則中訂正

(税

務

課) 一六三

落札者等に関する公示 土地改良区清算人の退任 公共測量の実施 県営土地改良事業計画の決定 道路の供用開始 道路の区域変更 基本測量の実施 目 正 告 公 誤 示 示 次 角 農 同 道 (郡上土木事務所) 一六三 (可茂農林事務所) 一六二 一路維 地 整 持課) 一五九 備課) 一六一

> 第 + 八

和

元 年 八 月

令

号

九 日

(金曜日)

示

告

岐阜県告示第百五十二号

**道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を** 

次のように変更したので告示する。 なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

六〇

令和元年八月九日

課) 一六一 六

岐阜県知事 古 田

j	類の道 種路	
関	上	路
<u>*</u>	野泉	線 名
二六三六番一地先まで同の市大字同の字同	美二六三四番一地先から美濃市大字大矢田字阿古	区
後	前	別前変区 後更域
= □ □ ↑	= マハ	ル (メート ト 幅
一 一 · 九	一 一 九	ル <sub>(メート</sub> ト長
		備
		考

岐阜県告示第百五十三号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和元年八月九日

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

県道

三川

輪島線

から
岐阜市加野七丁目一番三地先

ま同 で

市同

番四地先

善今六

元令 • 和 · •

**亭平** 京成 奈 三

類の道 種路

路

線

名

X

間

ル〜延

メー

の

期

類の道 種路

路 線

名

X

閰

ル<sub>(</sub>)延 イ

の 期

日

ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

岐阜県告示第百五十四号

# び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

# 令和元年八月九日

### 岐阜県知事 古 田

用を開始するので告示する

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

岐阜県告示第百五十五号

j.		類の道 種路
関ケ原	南濃	路線
**************************************	<b>泉</b>	名
(一五四六番一八) 丰牧田川右岸堤防敷! 同一郡同 町同 字	加州	区
) 敷字 で先	先字から呼	間
後	前	別前変区 後更域
二十四四	デ -デ ^0	ル ( メー ト 幅
三六九• 六	三六九• 六	ル (メート 長
		備考
		_

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

県道

美岐

山阜 線

-同

二三番

九至〇

元令 · 和 · ·

九

三平 ・成 三 三

**一地先から** 岐阜市大学北二

丁目一八一

類の道 種路

路

線

名

X

間

ル〜延

メー

の 期

日

ほ示変決 (備か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和元年八月九日

岐

# 岐阜県知事

## 古 田

岐阜県告示第百五十六号

用を開始するので告示する 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和元年八月九日

岐阜県知事 田

古

供用開始 日 ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、令和元年八月九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及

令和元年八月九日

岐阜県知事 古 田

( 161 )	令和元	年8月9日	岐 阜	県	公 報		第 28 号
国土交通省国土地理院 一 作業機関	<b>岐阜県知事 古田 肇</b>	国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省基本測量の実施	馬 瀬 地 区 下 呂 市 役 所 同 ・ 九・九まで施行に係る地区名 縦 覧 場 所 縦 覧 期 間		写しを次のとおり縦覧に供する。県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画の決定	公示	県道 家 祝線 同 市同 町同 字本 当→○ 元・〈・ 元 六・一→ 元 上九四〇番二地先から 三・○ 元・〈・ 元 一六・一→ 元 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
令和元年八月九日 岐阜県知事 古田 肇	で、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条	公共測量の実施 大野郡白川村   一	今和元年八月一日から 三 作業期間 (高精度火山標高データ整備) 二 作業種類	国土交通省国土地理院 一 作業機関	岐阜県知事 古 田 筆令和元年八月九日 国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省	基本測量の実施	・

第	<b>9</b>	28	号								岐		阜	اِ	Į.	公	‡	<b>设</b>		4	和元	年	8月	9 E	1	( ′	162	)
法				2	Д			Ξ		=		_				で	第	<b></b>			四			Ξ		=		_
	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第四項において準用する同	土地改良区清算人の退任	5)	安八郡爚之为叮	乍美也或	令和二年三月六日まで	令和元年七月十一日から	作業期間	公共測量 (撮影、数値地形図データ作成)	作業種類	輪之内町	作業機関		岐阜県知事 古田 筆	令和元年八月九日	- 同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。	第一項の規定により輪之内町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったの(デージ)という。	<b>測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する司法第十四条</b>	公共測量の実施	岐阜県	作業地域	令和二年三月六日まで	令和元年七月十二日から	作業期間	公共測量 (岐阜県共有空間データ作成)	作業種類	岐阜県	作業機関
																				土地攻良・元・・・元・東白川村・令和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	改良区名 年月日		退任した清算人			令和元年八月九日	より公示する。	があったので、同法第
同	同	同	同	同	Ē	司	同	同	同	Ē	]	同	同	同	同	同	同	同	同	清算人	役名					-		六十八名
今	今	今	栗	田	桁	通	安	安	安	神	<b>þ</b> ;	渡	安	安	村	安	今	安	今	安	氏							第加
#	井	井	本	П	[	]	江	江	江	戸	•	邊	江	江	雲	江	井	江	井	江								項に
照	克	宏	重	節	Ī	Ē	成		正	景	ŧ I	昭	兼	敏	勇		俊	隆	_	_								おい
夫	幸	和	秋	春	Ä	畐	喜	保	孝	典	Į į	彦	広	治	市	浩	郎	明	孝	成	名			ı	岐			を準
同	同	同	加茂郡東白川村五加	同			同の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四の四	同	同	F		同	加茂郡東白川村神土 二	同	同	同	同	同	同	加茂郡東白川村越原 二	住				岐阜県知事 古田			で、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定に
〇三  番地	九七〇番地	二九三番地	三三七番地	五二五〇番地	アノナ者が	三六八七番也	四七五六番地	三二二番地	三五九番地	五二番地		六六九番地	二一九九番地	五七八番地一	九一番地	〇六三番地一	一一七番地五	一三五八番地一	二〇一三番地	二一四七番地	所			!	肇			項の規定に

第一項 第八十

条の四

二項及

第八十

条の四 一項及 第八十

は